

牧口常三郎の生家に関する考察

若井 絹夫

1 はじめに

牧口常三郎の生家を考えるのが、本稿の目的である。「生家」という場合、実際に生誕した場所か幼年時代をすごした場所かが問題となろう。柏崎(荒浜)では子供は婚家では生まずに母方の実家で生む習慣があるからである。ここでは牧口常三郎が生まれて数か月後に戻り、以後生活をしたと思われる父方の家を「生家」として考察を加えていくことにする。

2 戸籍からの調査

日本の戸籍制度もその沿革はかなり古い時代に遡ることができる。歴史的には隋や唐といった中国大陸の制度にならって導入され、それが変遷して、江戸時代に宗門改帳・人別帳などに結実し、一般庶民まで対象とした制度として成立したといえよう。これが明治時代に入ると全国的な戸籍制度が確立され、明治4(1871)年に「戸籍法三十三則」が公布となった。これが「壬申戸籍」または「明治5年式戸籍」と呼ばれているものである。制度的には現在の原型ともいえるものだが、その主眼は行政取締に必要な事項を記録するところにあり、本籍、氏名、年齢、婚姻、縁組などの関係性を記載するとともに、職業、印鑑、宗旨、犯罪なども記載されている。戸籍の編制も家を単位として行われており、戸口調査としての性格が強い制度であったということができよう。現在この戸籍を資料とすることは、プライバシーをはじめとする人権的な配慮から、ほとんど不可能となっている。

『柏崎市史』⁽¹⁾によれば幕末から明治にかけての柏崎は、維新軍にとって非常に重要な戦略拠点であった。会津藩・長岡藩といった反勢力に対峙するため、維新軍は慶応4年7月27日、北陸道鎮撫副総督四条隆平を柏崎県知事に任命したのである。第一次柏崎県の成立である。頸城・刈羽・魚沼の3郡が管轄として定められたが、このとき蒲原・岩船などの地域は維新側の支配するところではなかった。

明治2年2月、越後府に柏崎県は合併されたのであるが、明治2年8月25日頸城・刈羽・魚沼の三郡に、三島・古志を加えた五郡を管轄する形で第二次柏崎県が成立し、越後府は水原県として蒲原・岩船二郡を管轄することとなった。このとき越後・佐渡は13県の体制をとっている。その後、明治4年、政府は13県を廃止して越後を新潟・柏崎の2県体制とし、さらに同6年、柏崎県を新潟県に合併した。明治4年は戸籍の作成がはじめられた年であり、これにともなう村や町単位の行政区画が整備されることとなり、第三次柏崎県の成立によって柏崎県は193区に分けられたのであった。

明治5年4月9日「太政官布告第117号」が発せられると、柏崎県では

- ①庄屋・名主等の名称を戸長・副戸長に改める。
- ②戸籍編成を進めているそれまでの戸長・副戸長は、区長・副区長と改称する。

として、民政の責任者と戸籍編成担当者を区別したが、戸籍編成の終了後の明治5年には大区小区制を実施し、193の戸籍区を11大区127小区に編成した。さらに、各大区に官選の正副大区長をそれぞれ一人ずつ置き、小区には町村公選の惣代を一人置くこととした。しかしながら、小区のなかの村や町には依然として戸長・副戸長が据え置かれていたのである。

明治6（1873）年6月に柏崎県が新潟県に合併されると、同年9月全县が25大区に改正されて大小区制が確立した。小区の責任者を「戸長」と定め、小区に「組」を設けて「用掛」を置いたが、その後「戸長」は「小区長」、「用掛」は「戸長」と改められた。

「明治9年5月の大区制区域編成表」によれば、荒浜村は宮川村、寺尾村、西元寺村、十日市村、和田村、新保村、五日市村、刈羽村、上高町村、下高町村とともに第5大区小4区に編成されている。

こうして明治6年に現在の新潟県としての体制がほぼ決定されるまでに、柏崎は3度にわたり行政区域の統廃合を繰り返しており、変革の波にさらされることとなった。しかしながら戸籍の編成については、財政的な裏付となる戸籍作成の必要経費を各村から捻出した記録「戸籍必要費用の割賦」⁽²⁾も残されており、大きな支障もなく作業は進められたようである。『荒浜村誌』の戸口の項目における明治最初の記録は、明治6年9月の「9番組用掛牧口政三郎御留」⁽³⁾の記載である。これによれば8番組から11番組までに分れていた荒浜村の戸数は461戸2,264人となっている。明治7年の記録では、戸数の記載しかないが若干の増加となっている。

明治5年式戸籍に続いて明治19（1886）年に戸籍法の改正が行われ、出生・死亡等の届出を怠った場合の制裁が定められ、様式も現在に近いものに改められることとなった。こうした改正の内容状況から類推できることは、明治初期の戸籍制度において届出のないものや遅れたものなどが相当数あったということ、そして不慣れなことも手伝ってだろうが戸籍の記載内容に不備が生じる場合が少なくなかった、ということである。この明治19年の改正においても戸籍制度自体の性格は変わらず、明治31（1898）年の旧民法制定によって戸籍制度は根本的な改革が行われることになる。旧民法の制定により詳細な個人的な関係が定められ、戸主や家という制度が明確にされた。さらに戸主を中心とした関係は、戸籍の届出によって効力が発生することとされたために、戸籍は旧民法で定められた家を単位として、自らの身分を公証する役割を果たすこととなり、家の登録という性格をも合わせもつこととなった。このために民法の家が実際の生活から離れ、抽象的な概念へと変化することとなったわけであるが、このことは本籍地と住所の関係を考えるうえでも注意すべきことと思われる。

現在では本籍地と現住所は異なる場合が少なくないが、こうした状況が生まれたのは、制度的には旧民法の制定による。旧民法制定以前にも出稼ぎや修学などのために本籍地から長期間離れる場合は、寄留届によって本籍地での現住所の把握がなされていたが、寄留人口の割合は大きなものではなかった。しかしながら旧民法による「家」制度と工業化の進展に伴って寄留人口は増加し、大正4（1915）年の戸籍法の改正と平行して寄留法が制定されることになる。この寄留制度は、現在の住民登録と同様の役割をもっていたが、しだいに実効性を失っていき、昭和26年の住民登録法へと引き継がれることとなった。したがって制度のうえから考えた場合、明治31年以前の戸籍の記載は行政上の取締を行うための資料としての役割を果たしていたため、本籍地と実際の住所の隔たりが少なかったと考えることができる。

なお戸主という考え方は旧民法の制定によって制度として明確なものとなったが、本文においてはそれ以前の年代においても便宜上家の代表者として使用している。常三郎の生家を調べようとする場合、新しい戸籍から古い戸籍へ本籍と戸籍の登録年月日から遡ることになる。現

在では戸籍の記載方法や取扱は細かく定められているが、古い戸籍では様式の変更もあって統一されていない。しかしながら本籍地の記載欄に転入や転出の記載がされているものがほとんどである。まれに欄外に転入転出の記載が行われているものもある。そこでこうした記載をもとに本籍地と転入転出の記載をたどることとする。手元にある戸主牧口常三郎の戸籍の写しから転籍の様子が推測できるので、住所地もこれとともに移動したと考え、本籍地を戸籍ごとに記載し、この戸籍に記載されている転入転籍事項をまとめてみよう（原文のまま抜粋）。

本籍地 東京府北豊島郡高田町大字高田千六百四十八番地

転入の記載

東京市牛込区原町三丁目六十六番地ヨリ転籍届出

大正拾壹年拾壹月七日受附入籍

転籍の記載

東京市豊島区目白町二丁目千六百六十六番地ニ転籍届出

昭和八年貳月参日受附

転出の記載

東京市小石川区水道町二十五番地に転籍届出

昭和拾壹年五月拾参日小石川区長市川守吉受附

同月拾五日送付全員除籍

本籍地 東京市牛込区原町参丁目六拾六番地

転入の記載

大正貳年壹月貳拾八日北海道札幌区南一條西八丁目拾参番地ヨリ転籍届出

同日受附入籍

転出の記載

北豊島郡高田町大字高田千六百四十八番地ニ転籍届出

大正拾壹年拾壹月七日高田町長×××太郎受附同月拾壹日受附

全員除籍

(×は文字不明)

資料として集めることのできた戸主牧口常三郎の戸籍の写からは、大正2（1913）年1月まで遡ることができる。戸主牧口常三郎の戸籍がはじめて作成されたのは、戸籍に記載されている家督相続の記載により、明治32（1899）年8月10日であると考えられるので、戸主牧口常三郎の戸籍においては上記の期間、すなわち明治32年8月から大正2年1月までの間が不明ということになる。

常三郎が戸主となる以前は、当然のことながら養父・善太夫の戸籍に記載されていたはずであるから、これを遡るためには善太夫の戸籍によらなければならない。牧口善太夫が戸主として記載されている戸籍は、北海道へ転籍した日付と住居の所番地に相違があるものの、次のとおりである。

本籍地 北海道後志國小樽郡勝納町四拾貳番地

転入の記載

牧口常三郎の生家に関する考察

××廿四年二月廿××新潟県刈××荒浜村ヨリ×籍永住ス×
(×は文字不明)

転出の記載

明治三十年十二月七日札幌區南壹條西八丁目十三番地へ転籍

本籍地 後志國小樽郡勝納町四拾貳番地

転入の記載

明治廿四年二月廿五日新潟県刈羽郡荒濱村ヨリ転住入籍ス

本籍地 新潟県刈羽郡荒濱村第二百五拾七番戸

転出の記載

明治廿四年二月廿六日北海道×小樽郡勝納町第四十六番地へ
全×転住ス
(×は文字不明)

ここまでの転籍の状況を年代を追ってまとめると次のようになる。

年月日不明

新潟県刈羽郡荒濱村第257番戸

明治24年2月25日

北海道後志國小樽郡勝納町42番地に転入

(北海道小樽郡勝納町第46番地 転入明治24年2月26日)

明治30年12月7日

札幌區南壹條西8丁目13番地に転入

大正2年1月28日

東京市牛込区原町3丁目66番地に転入

大正11年11月7日

東京府北豊島郡高田町大字高田1648番地に転入

昭和8年2月3日

東京市豊島区目白町2丁目1666番地に転入

昭和11年5月13日

東京市小石川区水道町25番地に転入

戸主牧口善太夫が明治30(1897)年12月7日付けで転出した本籍地と、戸主牧口常三郎の戸籍に記載されている大正2(1913)年1月28日付けの転籍前の本籍地が一致することから、札幌區南壹條西8丁目13番地に家督相続直後の常三郎の戸籍があったと推定できる。

次に確認しておかなければならないのは、常三郎がいつの段階で牧口家の人間になったか、という点である。周知のとおり、常三郎は養子として「牧口」姓を名のることになったのであるが、その前の姓名は「渡辺長七」であった。養父である善太夫の戸籍をみると「明治十年五月九日同村渡辺七郎左エ門孫入籍ス」との記載があり、書類上において渡辺長七が牧口常三郎となった時期を確定することができる。さらに善太夫の戸籍(本籍地荒浜村第257番戸)によれば「慶応二年八月五日相続ス」とあり、また本籍地欄に転籍の記載がないことから、常三郎が

養子となった時期まで、牧口家の住居はこの「荒浜村第257番戸」であったと考えられる。

一方、常三郎の実家である渡辺家の関係はどのようになっていたのだろうか。まず上記善太夫の戸籍により、渡辺家の戸主は常三郎の祖父である「渡辺七郎左エ門」だったことを理解しよう。またさらに、善太夫の妻である「トリ」が渡辺七郎左エ門の戸籍から明治元年に入籍したことが確認できることから、少なくとも明治元年から10年に至るまで、渡辺家の戸主が「七郎左エ門」のままであったとすることができよう。これらの記載は、常三郎が叔母の嫁ぎ先へ養子に入ったことも教えてくれている。ところで、この渡辺七郎左エ門であるが、七郎左エ門自身については「荒濱村」とあるだけで本籍地を特定することはできなかった。

しかしながら、当時の渡辺家の戸籍を推測すると、まず筆頭者として渡辺七郎左エ門、そしてその子長松とその兄弟が記載されていたはずである。また、常三郎の、実母である「イ子」の名も記載されていたことになる。

この渡辺家の相続を戸籍上で考えてみると、前戸主渡辺七郎左エ門、戸主渡辺長松（長七の父）が記載されることになるわけだが、この条件を満たす戸籍が存在する。

本籍地 新潟県刈羽郡荒濱村第百廿八番戸
 前戸主 亡父 渡辺七郎左エ門
 戸主 亡父渡辺七郎左エ門長男 渡辺長松
 天保十三年壬寅八月四日生
 明治十九年十一月二日相続ス

これによれば、本籍地による特定ができないため、同姓同名の可能性も残されているが、戸籍の記載内容の諸条件が矛盾しないことから、長七すなわち常三郎の実父長松の戸籍と考えてよい。この戸籍からは長松は天保13（1843）年生まれであり、長松が27歳のときに長七が生まれたことになる。この戸籍に記載されている本籍地は昭和22年に「新潟県刈羽郡荒濱村四六番地」と改正され、その直後に除籍されている。一般的には改正前の本籍地と改正後の本籍地は同一の場所と考えられるが、改正当時には本籍地に渡辺の家人がいなかったことがはっきりしていること、そして家屋の番号をもとにした番戸から地番をもとにした番地への変更がどのように行われたのかという記録が残されていないことから、本籍地の地番が不動産登記簿上の番地と一致するかどうかは大いに疑問の残るところである。しかしながら、少なくとも明治元年から19年までの渡辺家の存在が確認されたことになるわけで、この住居が牧口常三郎の生家と考えられることになる。

3 地引帳からの調査

土地と人の結びつきを公証する制度に登記簿があるが、明治の初期の段階ではこうした制度が導入されたばかりであり、未整備の状態であったといえよう。土地に関する権利を表わす制度は、税制とともに発展していった。明治4・5年の郡村地券と市街地券の制度も、明治政府の新税制確立が目的であったとされているが、こうした地券制度は、明治政府が地価を標準とする金納定率の地租制度を導入するために、全国各地の地価を調査するために導入したものである。具体的には、土地の価格を基準にして課税するためのものだったのである。この後、明治6年の地租改正法令が施行され、この大事業が実施される過程で土地の測量が行われていく。そこで地図も作成されることになったわけであるが、当時の地図が現在でも引続き利用されて

いる場合もある。明治元年から明治19年の間は、こうした変革期に重なっており、柏崎周辺における地租改正事業の経過をたどることによって、渡辺七郎左エ門家の存在位置を探ってみることにした。

明治政府は、当時次々と改革を実施して中央集権を確立しようとしていたが、そのための財政的な裏付が必要になり、米納の年貢にかえて地租を現金で納めさせようとした。これは単に税制の問題にとどまらず、土地の所有や小作制度、経済の仕組にまで影響を与えることとなった。

地租改正法令は、「地租改正法」、「地租改正条例」、「地租改正施行規則」、「地方官心得」からなり、地租改正施行規則には地租改正の実施にあたって細かな規定が定められ、「地方官心得書」には租税の対象となる土地の面積を測量する際の基本方針として、従来のように官吏が直接に調査をするという方法は取らずに、すべて人民の手で測量を行い、官吏は測量結果を検査する方法を取るように指示している⁽⁴⁾⁽⁵⁾。地押と呼ばれた一筆地調査がこうして各村で実施されることとなったが、冬季間は測量できないため、農作業とともに行われることになったのであるが、この方法は地元には大きな負担を強いることにもなった。この地押についても「地租改正報告書」(明治15年2月不詳日大蔵省)には細かい記載がある。それによれば、土地の番号である地番について、小さな村の場合は通し番号で、大きな村では字単位で通し番号を付けることにしたとある。また実際の測量については、改租掛と村総代の手で各筆の土地の測量を行い「畝杭」という杭を立てて、この杭に字・番号・地目・反別・所有者などを記し、土地番号に従って一筆の単位で土地の形状の見取図を作成する。そして、この一筆ごとの地図をもとに一字限図と一村限図を作成して地引帳とともに管轄役所に提出させたとしている。各県では、提出された資料をもとに改租掛官が各村に出張して実地検査を行ったが、測量の技術者が少ない当時は、再度測量を行わなければならない場合も少なくなかったようである⁽⁶⁾。

土地の番号については、明治8年5月30日地租改正事務局議定「地租改正条例細目」第3章「地番号の事」に詳しく定められている⁽⁷⁾。

第1条 道路、水路、堤防、河川等を除く土地は官民の所有を問わず付番すべきこと。

第2条 甲村の地所が乙村内に飛び地として存する場合には、両村の協議によりこれを整理し、もし協議が調わない場合には地引絵中に色分けし、地番は甲村の末番をもって付番すべきこと。

第3条 従前、数筆の地続きの地所を同一人が所有している場合には願い出により、一筆の地所として付番すべきこと。

第4条 付番後に分筆した場合の付番方法は、当該地番にイ号口号の支号を付すべきこと。

第5条 付番後に合筆した場合の付番方法は「何番、何番合併」とすべきこと。

『新潟県史通史編6』⁽⁸⁾によれば地租改正法令が明治6(1873)年7月に布告されたにもかかわらず、新潟県では明治7年3月6日付け「県治報知」で地租改正条例の太政官布告だけを県下へ伝えた。これは、すでに作業を進めていた地券発行のための取り調べと重複するために混乱が生じると考えられたからであり、完成した地券調帳をもとに地租改正作業を実施しようとしたからである。荒浜村の「地租改正宅地引帳」にも、地券発行のための測量が明治7年になされたことと記されており、その年の年末には県下の地引帳と地引き図はほぼ完成したとされている。なお、市街地と農地等の地押丈量はほぼ同時に行われていたようである。これら一応の作業の終了をふまえて、新潟県は地券発行の方針を転換し、新潟県の西半分の地域から地租改正事業に着手した。

明治8年1月31日新潟県の西半分の地域の戸長、用掛を高田と長岡に招集し、「地券帳等の内へ書き加え候か条」が伝えられたのであるが、これを受けて各村町では地租改正のための地番の打ち直しや、合筆など細部にわたる調整が実施されていった。

明治9（1876）年から、地押の資料をもとにした地租の確定に向けての会議が新潟市で開催され、明治10年7月に西半分の地域の地租改正作業は終了した。新潟県全体としては、地租改正に対する反対運動が起こった第22大区を除いて、明治12（1879）年1月にその作業を終了している。

荒浜村の「地租改正宅地引帳」は明治12年7月に作成されたものだが、「本年郡区町村編成法ヲ布告セラレ分合村杯ノタメ書類錯雑ヲ恐更ニ精書ス」⁽⁹⁾とあり、行政区域の変更にともない、それまでの記録を整備する意味があったものと考えられる。この「地租改正宅地引帳」には、道路に沿って土地の形が記載され、土地の枠の中に土地の所有者と地番及び土地の等級、縦横の長さなどが記載されているが、土地の形状は厳密なものではなさそうである。

また、「地引き図」（一村限り図）については、作成年度等の日付の記載はまったくないが、欄外に村役員の氏名が記載されている。

刈羽郡荒浜村第5大区小4区

用掛

牧口政三郎

柴野与三郎

品田八郎左エ門

品田喜三治

地租改正調用掛

佐々木順導

戸長

牧口荘三郎

『荒浜村誌』行政の項によれば、牧口政三郎は明治6年から8年まで、品田八郎左エ門は明治6年から8年まで、品田喜三治は明治8年に用掛として名前が記載されている。牧口荘三郎については記載がないが、教育の項に明治7年新潟県に提出された荒浜小学校開校届に校舎を無償で提供した所有者として名前が記載されており、佐々木順導も先生としてこれに記載されている。また名士善行者の項に荒浜小学校創設の功労者として牧口庄三郎の記載があり、牧口荘三郎と牧口庄三郎が同一人物であるとすると、牧口庄三郎の名前は明治8年の戸長として記載があること、測量が明治7年であることなどから「地引き図」（一村限り図）は明治8年頃に作成されたと推定される。

この「地租改正宅地引帳」は、明治7年に地押（測量）が行われ明治12年に作成されたことになっているので、この時期の土地所有者は官有地や入会地などの特殊な場合を除いて戸主の名義であったと考えられるが、306番に渡辺七郎左エ門、212番307番に牧口善太夫の名前が所有者として記載されている（図1参照）。214番に渡辺長松の記載があるが、長松の妻イ子が明治9年3月に柴野和一郎と婚姻入籍し、明治10年に長七（常三郎）が養子に出ていることを考えあわせると、渡辺長松は明治9年以前に行方不明になっていたと考えられるため、同姓同名の別人の可能性が高い。当時戸主であった渡辺七郎左エ門の所有地は306番以外には記載がないため、渡辺長七の生家はこの306番の土地であると考えられる。

4 登記簿の調査

土地の面積や所有者を登録する登記簿制度は、明治4・5年の郡村地券と市街地券の制度がその始まりであり、地租改正の準備段階に導入した制度である。当時は、地券と呼ばれる証書を所有者に交付し、役所にこの地券台帳を備え付けて地価を把握しようとしていた。「壬申地券」と呼ばれたこの証書は、すべての土地に対して交付されたわけではなく、不完全な状態でその目的を地租改正に託すこととなり、地租改正の事業完了後「改正地券」が発行されることとなった。こうして制度の骨組は完成したが、明治17（1884）年に地租条例が公布され、再び全国的な測量が実施された。この測量は明治22年に完了している。これに伴い地券台帳も整備されたが、この土地台帳は昭和24（1949）年の税制改正まで続いていくのである。現在法務局に保管されている台帳は、明治22年土地台帳規則及び同年7月の大蔵省訓令第49号において制定された土地台帳（旧土地台帳）以後の記録であり、現行不動産登記法の記録から戸籍と同様に「地租改正宅地引帳」で渡辺七郎左エ門の所有地とされた306番の所有者の変遷を遡ることとする。

現行登記簿

登記原因 昭和55年2月1日贈与
所有者 品田 眞弘
登記原因 大正10年8月14日家督相続
所有者 渡辺 健一郎

旧土地台帳

明治27年11月17日売買
所有者 渡辺 建治
明治27年9月12日登記
所有者 柴野 謙吉
登記年月日記載なし
所有者 柴野 福松

荒浜村地券台帳(明治17年改正)

公証年月日 明治20年6月2日（買受）
所有者 柴野 福松
公証年月日 明治9年1月15日（売買）
所有者 牧口 政三郎
公証年月日 記載なし
所有者 渡辺 七郎左エ門

明治17年改正の荒浜村地券台帳の記載によれば、渡辺七郎左エ門は明治9（1876）年1月15日に土地を売却していることとなる。この明治9年は長七の母イ子が再婚した年であり、翌年には長七が牧口善太夫の養子となっている。1月15日という日付は公証年月日であるから、実際の売買はそれ以前と考えられるので、明治8年から明治10年にかけて渡辺家に重大な変化が起こったと考えられる。さらに、明治9年に所有者が変更になっているにも関わらず、明治12年に作成された「地租改正宅地引帳」の所有者の記載は渡辺七郎左エ門のままとなっていることから、「地租改正宅地引帳」の記載は、測量時の状況を「無遺漏精書」⁽⁹⁾したものであること

とが確認できる。307番212番の牧口善太夫の所有地も地券台帳（明治17年改正）においては、すでに所有者が異なっており、明治17（1884）年以前に売却された可能性が高い。また明治17年は長七が北海道へ渡ったとされる時期に重なっており、牧口家にもこの時期に重大な変化が起こっていたことが推察される。

5 地図と現在の地形との比較

現在の地形が当時の地形と変っていることも考えられるので、航空測量の写真と現在の公図（不動産登記法第17条により登記所に備えつける地図に準ずる図面）と宅地引帳と同時代に作成された地引き図とを照合することとした。

土地の現在の状況から土地形状の変化の少ないと思われる地点を2箇所選び出し、同じ箇所を「地引き図」（図2参照）と「公図」（図3参照）からデジタルタイザで読み取り、これを座標変換して比較して基準点とし、この点から二つの地図の306番307番の土地の位置を計算して比較した。つまり縮尺の同じ図面の点をXY座標に置き換えて、重ねあわせて比較したのである。この結果、街区においては明治時代と大きな変動は見られなかった。地租改正の地押測量は租税のための測量であり、測量した人民は租税を少なくするために土地の面積を少なくする工夫をし、このために「縄伸び」と呼ばれる誤差が生まれており、これを考慮すればほぼ現況と一致するものと思われる。現在では住居表示が実施されているため、荒浜村306番は荒浜3丁目5番15号となっている。

牧口善太夫の住居があった土地には、分筆合筆により地番が変っているが、「地引き図」（一村限り図）の212番に該当する土地が含まれており、このことから306番の位置関係は現在の位置とほぼ同じ位置にあったことが裏付けられる。

また、荒浜村305番の所有者は、「地租改正宅地引帳」では渡辺文之丈と記載されている。しかしながら登記簿によれば明治31（1898）年には所有者が渡辺長松に変更になり、明治34年に渡辺伝六に家督相続されている。相続関係から同姓同名であることは明らかである。

（注）

- (1) 『柏崎市史（下巻）』、18頁-26頁
- (2) 『柏崎市史資料集近現代編2』419頁
- (3) 『荒浜村誌』

六 戸口

五 明治六年酉第九月第五大区小四区九番組用掛牧口政三郎御用留によれば

八番組荒濱村之内下町

戸数 百二十九戸

人員 六百六十人

九番組荒濱村之内中町

戸数 八十九戸

人員 三百七十五人

十番組荒濱村之内上町

戸数 百三十八軒

人員 六百人

十一番組荒濱村之内新田

戸数 百五戸

人員 六百二十八人

六 明治七年縣廳江書上押印帖によれば

四百八十七戸 戸数

内四百四十二戸 持家

四十五戸 借宅

外二戸 寺

二戸 行末不知

外一戸 他出に付送籍願中

(4) 明治6年7月28日大蔵省事務總裁達

地租改正施行規則

第1則 今般地租改正被仰出候ニ付テハ兼テ相渡置候券面地価ノ儀旧來石盛ノ不同ト貢租ノ甘苦ニ寄リ高低有之儀ニ付更ニ土地一歳收穫ノ作益ヲ見積各地ノ慣行ニ因リ何分ノ利ヲ以テ地価何程ト見込相立更ニ持主銘々ヨリ為申立当否検査ノ上適當可相定事

第14則 官員派出ノ上実地点檢可致就テハ持主銘々所持ノ地所一筆毎ニ反別並番号持主姓名相記シ畝杭可建置事

(5) 明治6年7月28日大蔵省事務總裁達

地方官心得書

第2章 調査ノ難キ地価ヲ定ムルヲ第一難事トシ土地ノ広狭ヲ量ルト落地或ハ重複ノ地ナキヲ檢スル亦之レニ重ケリ故ニ調査ノ間最モ此兩件ニ注意スヘシ

第29章 耕地巡視ノ時ハ一筆毎ノ畝杭ヲ改メ落地ノ有無ヲ点檢シ広狭ノ当否ヲ視察シ三四ヶ所竿入様歩イタシ書上ノ歩数ト増減アルトキハ再調ヲ命スヘシ

(6) 新井克美『登記手續における公図の沿革と境界』20頁-21頁

(7) 明治8年5月30日地租改正事務局議定

「地租改正条例細目」

第三章 地番号ノ事

第一條 番号ハ從來ノ本田畑地新田ヲ初メ県庁裁判所等ノ敷地社寺ノ上地反高大繩場試作地社寺境内地墓地場外不定地池沼山林秣場野地海岸空地諸物干場等地所ノ種類ニ不拘官民ノ所有ヲ不論一村所屬ノ地ハ漏脱ナク地押順ヲ逐ヒ一筆限一村通シ番付ニスル敷又は大村ニテ地形ノ都合ニヨリ幾箇ニ區別シ別段ニ番付スルモ実地紛乱ナキ様処分スヘキ事

但道路畔敷井溝敷堤塘河川等ノ如キハ番外ニナシ置第二章第六條ノ通心得ヘキコト

第二條 甲村ノ地所乙村内へ飛地セシ分ハ兩村熟談ヲ遂ゲシメ乙村へ屬地ニ組替セシメ若シ熟談ナリカタキモノハ地引繪図中へ色分ヲナシ地番号ハ甲村ノ末番ニ附着スヘキコト

第三條 従前数筆ノ地処一人持ニテ地続ノ分願ニ寄り一筆ニ連結セシモノハ新規一筆ノ番号ヲ附スヘキコト

第四條 一旦番号ヲ定ムル後売買讓渡等ニヨリ切歩スルモノ譬ハ一番地ヲ二箇ニ分裂セハ一番地ノ内イ号ロ号トナシ尚又右イ号ヲ分裂スルトキハ一片ハ元号ニ据置他ノ一片ハ一番地ノ内ハ号ト記号スヘキコト

第五條 右ニ反シ兩筆ノ地処隣田畑ノ持主買得シテ畦畔ヲ毀チ実地一枚トナスモノハ其畔敷ヲ丈量シ本反別ニ組入レ番号ハ従前ノ兩番ヲ存置シ何番何番合併旧反別若干ト肩書ニ記注スヘキコト

(8) 『新潟県史 通史編6』344頁-359頁

(9) 「地租改正宅地引帳前文

一、表通(国道老等) 西側ハ下ノ端ヨリ上ノ端迄惣テ表ノ方往来ニヨリ間口ノ間尺ヲ取表裏ノ間口ニ増減ナキ故ニ一方ニ記ス置ク

但シ裏ノ方ヘ記シタルハ図上ノ弁ニヨリ記シアルモ此記載ノ為メ位置ヲ論スル勿レ（但シ半兵衛・六左衛門ノ処ハ余歩アリ其振分け方ヲ記載ス）

一、表裏其他間尺ノ違アルモノハ其位置ニヨリ記シ置ク

一、此長横ノ間ハ明治七年地券改正ノ際估券証及売買証ノ類ト現ニ所有スルト隣家ノ境界杯村役人地券担任者近隣一同（凡小路ヨリ小路迄ノ者）立会境界ヲ定メ杭打間數ヲ取調タル者也、然レトモ六除ニシテ反別ヲ記スモノナレバ多少増減加除アリ反別ノ肩ニ記シアル如ク壁ハ老尺老寸ヲ（或合トナシ）老間八寸ヲ（老間老合トナシ式寸ヲ捨ル）

一、等ハ地価ヲ定ムル為メ村々ノ地所ノ段階ヲ設クル旨上達地主一同協議ノ上地位ヲ定メ等級ヲ記ス（但シ宅地ハ老等ヨリ九等迄等外老ヨリ四等迄拾三級トス

官ヨリ等級ハ示サレタルモノ田畑山其他ノ等級ハ略ス測量野帳ニ記シアル

一、長何間横何間反別何程トアルハ調済台帳ニヨリ地券面ニ相当スルモノ也

一、番号ハ最末ノ確定ノ番号ナリ

従前反別七町九反九畝四歩

従前貢米拾老石三斗八升老合

宅地合反別貳拾三町貳反七畝拾七歩

地価四千百拾三圓五拾錢七厘

内

老等宅地五反五畝貳拾貳歩

地価貳百五拾六圓七拾錢八厘

但老反歩ニ付四拾六圓〇六錢

貳等宅地反別貳反三畝老歩

地価九拾五圓八拾六錢五厘

但老反歩ニ付四拾老圓六拾貳錢

三等宅地反別貳反貳畝九歩

地価八拾貳圓五拾老錢

但老反歩ニ付三拾七圓

四等宅地反別六反貳畝七歩

地価貳百圓六拾四錢

但老反歩ニ付三拾貳圓廿四錢

五等宅地反別老反四畝拾六歩

地価四拾圓六拾九錢三厘

但老反歩ニ付貳拾八圓

六等宅地反別四町貳反老畝六歩

地価千拾八圓四拾六錢貳厘

但老反歩ニ付貳拾四圓拾八錢

七等宅地反別貳町六反八畝廿三歩

地価五百六拾四圓四拾老錢

但老反歩ニ付貳拾老圓

八等宅地反別四反貳畝〇四歩

地価七拾七圓六拾老錢

但老反歩ニ付八圓四十錢

九等宅地反別貳町老反六畝貳歩

地価三百四拾八圓廿九錢九厘

但老反歩ニ付六圓拾貳錢

牧口常三郎の生家に関する考察

等外壹等

宅地反別三町九反八畝九歩

地価五百五拾七圓六拾貳錢

但壹反歩ニ付拾四圓

等外貳等

宅地反別壹町四反九畝拾歩

地価百八拾九圓五錢六厘

但壹反歩ニ付拾貳圓六拾六錢

等外三等

宅地反別壹町七反貳畝壹歩

地価百九拾七圓八拾三錢八厘

但壹反歩ニ付拾壹圓五拾錢

等外四等

宅地反別四町八反壹畝廿七歩

地価四百八拾三圓八拾貳錢八厘

但壹反歩ニ付拾圓〇四錢

右拾三級平均壹反歩ニ付拾七圓

六拾七錢三厘

此帳ハ明治七年実地丈量地引改メ之手帳并ニ明治八年番号反別合計杯調済ノ手帳下タ調ヲ無遺漏精書シタルモノ也荒濱村ノ地引帳并地引地価帳モ是ヲ原書トナシ取調整頓ス測量野帳字分ケ杯ハ別帳トナス

本年郡区町村編製法ヲ布告セラレ分合村杯ノタメ書類錯雜ヲ恐更ニ精書ス

明治十二年七月

新潟県士族 (印)

越後国刈羽郡荒濱駅

牧口莊三郎長男

牧口義方

」

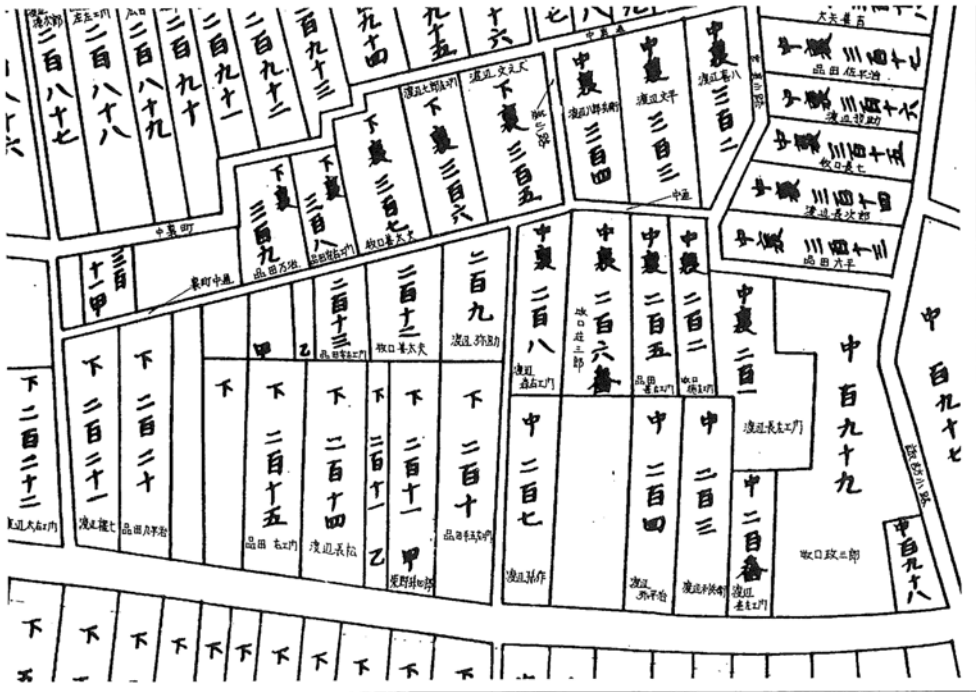


図2 「地引き図」(一村限り図)

所有者と小路の名称は荒浜村宅地引帳に基づいて記入した。



図3 「公図」